

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 石田 真敏

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>(法第三十八条の二の総務省令で定める区分) 第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務の区分とする。 (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) 第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇三 略」</p>	<p>四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項 「イ〇ル 略」 ヲ 有効期間を定めるときは、その期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 241 938 669"> <p>「一〇略」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p> </td> <td data-bbox="319 669 938 1117"> <p>「一〇三 略」 一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p> </td> </tr> </table>	<p>「一〇略」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p>	<p>「一〇三 略」 一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>
<p>「一〇略」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p>	<p>「一〇三 略」 一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。） 二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>			

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)  
第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。  
「一 略」

改正前

<p>(法第三十八条の二の総務省令で定める区分) 第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務の区分とする。 (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) 第二十五条の七 「同上」 「一〇三 同上」</p>	<p>四 「同上」 「イ〇ル 同上」 ヲ 「同上」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1193 938 1621"> <p>「一〇同上」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p> </td> <td data-bbox="319 1621 938 2069"> <p>「一〇二 同上」 「一〇三 同上」</p> </td> </tr> </table>	<p>「一〇同上」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p>	<p>「一〇二 同上」 「一〇三 同上」</p>
<p>「一〇同上」 二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。） 以下この表において同じ。）</p>	<p>「一〇二 同上」 「一〇三 同上」</p>			

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)  
第二十七条の二 「同上」  
「一 同上」

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イホ 略」

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二 「略」

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一・二 略」

（報告を要する重大な事故）

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
「一・二 略」			
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）を使用する携帯電話（一の項又は二の項に掲げる電気通信役務を除く。）及び電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するアンライセンスLPWAサービス		十二時間 二時間	三万 百万
「四・五 略」			

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

「略」

「1 略」

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イホ 同上」

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二 「同上」

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一・二 同上」

（報告を要する重大な事故）

第五十八条 「同上」

「一 同上」

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
「一・二 同上」			
三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス		「同上」 「同上」	「同上」 「同上」
「四・五 同上」			

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

「同左」

「1 同左」

2 電気通信設備の概要

【1】～【3】 略】

【注1】～【4】 略】

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の12で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

【6】～【8】 略】

【3】 略】

【注】 略】

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
【1】～【5】 略】	
6 携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
	第五世代移動通信システムを使用するもの
	三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
【7】～【16】 略】	
17 三・九一四世代移動通信アクセスサービス	
18 第五世代移動通信アクセスサービス	
19～26 略】	
27 アンテナセンSLPWAサービス	
28 上記1から27までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
29～32 略】	
33 上記1から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1】 略】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記30に該当する場合は、この限りでない。

2 電気通信設備の概要

【1】～【3】 同左】

【注1】～【4】 同左】

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

【6】～【8】 同左】

【3】 同左】

【注】 同左】

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
【1】～【5】 同左】	
6 携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
	の
	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
【7】～【16】 同左】	
17 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	
【新設】	
18～25 同左】	
26 L PWAサービス	
27 上記1から26までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
28～31 同左】	
32 上記1から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1】 同左】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記29に該当する場合は、この限りでない。

<p>[3・4 略]</p> <p>5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は30に限る。）により記入すること。</p> <p>6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17、18又は22に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記30のみに「○」をすること。</p> <p>7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。</p> <p>[8～10 略]</p> <p><b>様式第8</b>（第9条第1項、第60条の2関係） 電気通信事業届出書</p>	<p>[3・4 同左]</p> <p>5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は29に限る。）により記入すること。</p> <p>6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記29のみに「○」をすること。</p> <p>7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。</p> <p>[8～10 同左]</p> <p><b>様式第8</b>（第9条第1項、第60条の2関係） 電気通信事業届出書</p>
<p>[略]</p> <p>[1 略]</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>[1]～[3] 略]</p> <p>[注1～3 略]</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数を記載すること。</p> <p>当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。</p> <p>(1) 予定する周波数の電波を<u>三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システム</u>に使用する場合</p> <p>[2] 略]</p> <p>[5～7 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>[注 略]</p> <p><b>様式第38の8</b>（第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係） 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>[注 略]</p> <p>[1 略]</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>[1]～[3] 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>[1]～[3] 同左]</p> <p>[注1～3 同左]</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数を記載すること。</p> <p>当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。</p> <p>(1) 予定する周波数の電波を<u>三・九一四世代移動通信システム</u>に使用する場合</p> <p>[2] 同左]</p> <p>[5～7 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>[注 同左]</p> <p><b>様式第38の8</b>（第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係） 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[注 同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>[1]～[3] 同左]</p>

<p>[注1～5 略]</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、<u>「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信シ ステムに使用する場合、併せてその旨）を記載すること。</u> [7・8 略]</p> <p>[4] 略]</p> <p>[注 略]</p> <p><b>様式第38の9</b>（第40条の10第1項第2号関係） 電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>[注 略]</p> <p>[1 略]</p> <p>2 電気通信設備の概要 [1]～(3) 略]</p> <p>[注1～5 略]</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、<u>「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信シ ステムに使用する場合、併せてその旨）を記載すること。</u> [7・8 略]</p> <p>[4] 略]</p> <p>[注 略]</p>	<p>[注1～5 同左]</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、<u>「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用場合は、併せて その旨）を記載すること。</u> [7・8 同左]</p> <p>[4] 同左]</p> <p>[注 同左]</p> <p><b>様式第38の9</b>（第40条の10第1項第2号関係） 電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[注 同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 電気通信設備の概要 [1]～(3) 同左]</p> <p>[注1～5 同左]</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、<u>「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用場合は、併せて その旨）を記載すること。</u> [7・8 同左]</p> <p>[4] 同左]</p> <p>[注 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第二条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電気通信主任技術者の専任を要しない場合)            第三条の二 「略」            [254 略]</p> <p>5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセスサービス又は同項第十七号に規定するアンライセンSLPWAサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合</p> <p>「イ・ロ 略」            「二 略」            [6・7 略]</p>	<p>(電気通信主任技術者の専任を要しない場合)            第三条の二 「同上」            [254 同上]</p> <p>5 「同上」            「同上」</p> <p>一 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十四号に規定する公衆無線LANアクセスサービス又は同項第十七号に規定するLPWAサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合</p> <p>「イ・ロ 同上」            「二 同上」            [6・7 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 三・九―四世代移動通信アクセスサービス 前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三 第五世代移動通信アクセスサービス 第十一号に掲げる電気通信役務であつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>「十四―十七」 「略」</p> <p>十八 アンライゼンスLPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十五号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>「十九―二十一」 「略」</p> <p>（電気通信役務契約等状況報告等）</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	
「略」			
インターネット 接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が五万以上であるもの	様式第七	

		<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 三・九―四世代携帯電話アクセスサービス 前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>「新設」</p> <p>「十三―十六」 「同上」</p> <p>「十七」 LPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>「十八―二十」 「同上」</p> <p>（電気通信役務契約等状況報告等）</p> <p>第二条 「同上」</p>	
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	
「同上」			
インターネット 接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数等（インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受	様式第七	

<p>〔略〕</p>	<p>三・九一四世代移動通信アクセスサービス</p> <p>基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>様式第十二</p>	<p>基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>様式第十二の二</p>	<p>〔略〕</p> <p>アンライセンストPWAサービス</p> <p>次のいずれかに該当する電気通信事業者</p> <p>一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンストPWAサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>二 アンライセンストPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてアンライセンストPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンストPWAサービスの回線数が三万以上であるもの</p> <p>様式第十五の二</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔同上〕</p> <p>ける者の数の合計数をいう。）が五万以上であるもの</p>	<p>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス</p> <p>基地局を設置して三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>様式第十二</p>	<p>基地局を設置して三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>様式第十二</p>	<p>〔同上〕</p> <p>L P W A サービス</p> <p>次のいずれかに該当する電気通信事業者</p> <p>一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してL P W A サービスを提供する電気通信事業者</p> <p>二 L P W A サービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてL P W A サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるL P W A サービスの回線数が三万以上であるもの</p> <p>様式第十五の二</p>	<p>〔同上〕</p>

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

〔三・四 略〕

〔一・二 略〕

（一）契約当たりの通信量等報告

〔三・四 同上〕

〔一・二 同上〕

（一）契約当たりの通信量等報告

第二条の二 基地局を設置して三・九一四世代移动通信アクセスサービス又は第五世代移动通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九一四世代移动通信アクセスサービス又は第五世代移动通信アクセスサービスに係る一契約当りの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代移动通信アクセスサービス又は第五世代移动通信アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。  
(中古の移動端末設備の取扱状況等報告)

第四条の四の二 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の四の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第3 (第2条第1項関係)  
第1表

【略】

注1 携帯電話、三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、第五世代移动通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、セルラーL PWA(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)(三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話の内数とする。)、使用モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその細区分がある場合には、その細区分ごと)に別表とすること。

[2～6 略]

7 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

8 三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話及び三・九一四世代移动通信システム以外を使用する携帯電話を同一の契約で提供している場合には、三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

9 第五世代移动通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移动通信システム以外を使用する携帯電話を同一の契約で提供している場合には、第五世代移动通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、第五世代移动通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

10 セルラーL PWAを使用する携帯電話及びセルラーL PWAを使用する携帯電話以外のも

第二条の二 基地局を設置して三・九一四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当りの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】

様式第3 (第2条第1項関係)  
第1表

【同左】

注1 携帯電話、三・九一四世代移动通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、及びPHSごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に別表とすること。

[2～6 同左]

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

のを同一の契約で提供している場合には、セルラーL PWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、セルラーL PWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

11 提供する回線において、データ伝送業務が提供されていないものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

12 注4から注11までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

13～15 [略]

第2表

電気通信役務契約等状況報告		年	月	日現在
サービスの種類		事業者名		
契約数等		契約数等		
1	報告事項	契約数等		
契約数				
継続に係る M V N O				
M N Oである M V N O				
契約数が3万以上であるM V N O				
事業者数				
継続に係る M V N O				
M N Oである M V N O				
参考事項				
[2 略]				

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごとに別業とすること。

[2・3 略]

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）に対して携帯電話サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること。

[5・6 略]

[新設]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8～10 [同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告		年	月	日現在
サービスの種類		事業者名		
契約数等		契約数等		
1	報告事項	契約数等		
契約数				
継続に係る M V N O				
M N Oである M V N O				
契約数が3万以上であるM V N O				
事業者数				
継続に係る M V N O				
M N Oである M V N O				
参考事項				
[2 同左]				

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九一四世代移動通信システムを含む。）及びPHSごとに別業とすること。

[2・3 同左]

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

[5・6 同左]

7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOに対して携帯電話サービスを提供している場合には、当該MNOの数を記載すること。

【判る】

8～11 [略]

様式第12（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数			
サービスの種類	三・九一四世代移動通信アクセスサービス(再掲)		
年	月	日	現在
事業者名			

[表 略]

【注1～3 略】

4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、セルラーL PWAを使用する携帯電話及びセルラーL PWAを使用する携帯電話以外のものごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 [略]

様式第12の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数			
サービスの種類	第五世代移動通信アクセスサービス(再掲)		
年	月	日	現在
事業者名			
契約数			
提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの			

参考事項

7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。

8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るもの合計数を記載すること。

9～12 [同左]

様式第12（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数			
サービスの種類	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス(再掲)		
年	月	日	現在
事業者名			

[表 同左]

【注1～3 同左】

【新設】

4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 [同左]

【新設】

注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別棄とすること。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話以外のものごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
サービスの種類	アンライセンSLPWAサービス		
年	月	日	現在
事業者名 _____			

[注1・2 略]

3 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続によりアンライセンSLPWAサービスに係る基地局の提供を受けている場合には、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局の数を記載すること。

[4・5 略]

様式第15の3（第2条第1項関係）

[表 略]

[注1～4 略]

5 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含み、通信モジュール向けに提供している場合を除く。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

[6～11 略]

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

第1表

様式第15の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
サービスの種類	LPWAサービス		
年	月	日	現在
事業者名 _____			

[注1・2 同左]

3 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続によりLPWAサービスに係る基地局の提供を受けている場合には、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局の数を記載すること。

[4・5 同左]

様式第15の3（第2条第1項関係）

[表 同左]

[注1～4 同左]

5 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

[6～11 同左]

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

第1表

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類

事業者名

[表 略]

注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。

2 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。）の契約数（仮想移動電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

3～5 [略]

第2表

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類

事業者名

[表 略]

注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。

2 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この表及び様式第20の3において「通信容量」という。）を、他の回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。）が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。）の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線（以下「共有回線」という。）が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

3～5 [略]

様式第20の3（第2条の2第2項関係）

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

[表 略]

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類

事業者名

[表 同左]

注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2～4 [同左]

第2表

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類

事業者名

[表 同左]

注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この表及び様式第20の3において「通信容量」という。）を、他の回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。）が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。）の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線（以下「共有回線」という。）が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

2～4 [同左]

様式第20の3（第2条の2第2項関係）

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類

三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

[表 同左]



注1 三・九一四世代移动通信アクセスサービス及び第五世代移动通信アクセスサービスごとに別業とすること。

2 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九一四世代移动通信アクセスサービス又は第五世代移动通信アクセスサービスに係る料金プランについて、従量制、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制の別並びに定額制の通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。

3 「契約数」の欄には、三・九一四世代移动通信アクセスサービス又は第五世代移动通信アクセスサービスの契約数について、プランの区分ごとに記載すること。

4～7 [略]

様式第23の4の2 (第4条の4の2関係)

中古の移動端末設備の取扱状況等報告

年4月1日から  
年3月31日まで

事業者名 \_\_\_\_\_

1 中古の移動端末設備の入手等状況

入手状況	入手台数	( )
	入手に要した費用	( )
売却状況	売却台数	( )
	売却により得た収益	( )
廃棄状況	廃棄台数	( )
代替機等での 利用状況	代替機等での利用台数	( )
在庫状況	在庫台数	( )
参考事項		

2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号

売却先	法人番号

注1 「入手台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に利用者から有償で譲り受けることにより入手した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。

2 「入手に要した費用」の欄に記載する金額は、報告年度中に中古の移動端末設備の入手に要した費用の合計額について、百万円を単位として記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載するものとする。

3 「売却台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に売却した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た

注1 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る料金プランについて、従量制、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制の別並びに定額制の通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、プランの区分ごとに記載すること。

3～6 [同左]

[新設]

台数を記入するものとする。

- 4 「売却額」の欄に記載する金額は、報告年度中に中古の移動端末設備を売却したことによって生ずる収益額の合計額について、百万円を単位として記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載するものとする。
- 5 「廃棄台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に廃棄した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
- 6 「代替機等での利用台数」の欄に記載する台数は、報告年度末に代替機等として使用している中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
- 7 「在庫台数」の欄に記載する台数は、報告年度末に在庫として保有している中古の移動端末設備の台数について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
- 8 括弧内には、三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものを記載すること。
- 9 「1 中古の移動端末設備の入手等状況」について注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 10 「2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号」については、報告年度中に中古の移動端末設備を売却した相手方の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第30 (第10条関係)

SIMロック解除状況報告		事業者名	
		年	日から
		年	日まで
		月	
		日	
発売した移動端末設備の種別数			
SIMロックが設定されていないもの			
SIMロックの解除に対応しているもの			
SIMロックを解除した数			
求めに応じて行ったもの			
自らの判断により行ったもの			
参考事項			

様式第30 (第10条関係)

SIMロック解除状況報告		事業者名	
		年	日から
		年	日まで
		月	
		日	
発売した移動端末設備の種別数			
SIMロックが設定されていないもの			
SIMロックの解除に対応しているもの			
SIMロックを解除した数			
参考事項			

<p>[注 1・2 略] [判る]</p> <p>3 「SIMロックを解除した数」の項については、<u>電気通信事業者が利用者から譲り受けることにより入手した移動端末設備に係るものは含めないものとする。</u></p> <p>4～7 [略]</p>	<p>[注 1・2 同左]</p> <p>3 「SIMロックの解除に対応しているもの」の項については、<u>電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除することとしているものを記載すること。</u></p> <p>4 「SIMロックを解除した数」の項については、<u>報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除した数を記載すること。</u></p> <p>5～8 [同左]</p>
<p>備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成三十一年七月一日以降である報告から適用する。ただし、新報告規則様式第三十は、報告期限が同年十月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現に電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供している電気通信事業者は、平成三十一年三月末の中古の移動端末設備の代替機等での利用台数及び在庫台数について、平成三十二年六月末までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。